計画作成年度	R6.4月-改正 令 和 4 年 度
計画主体	えりも町

えりも町鳥獣被害防止計画



《連絡先》

担当部署名:えりも町産業振興課林務係

所 在 地:北海道幌泉郡えりも町字本町206番地

電話番号: 01466-2-2111 FAX番号: 01466-2-4633

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対	象	鳥	獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、 <mark>タヌキ、</mark> カラス類、アライグマ、ゼニガタアザラシ	
計	画	期	間	令和4年度から令和6年度まで	
対	象	地	域	北海道幌泉郡えりも町(町内一円)	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類			被害の現状			
Æ	局歌の種類 品 目			被害額(千円)	被害面積(ha)	
I	ェゾシフ		牧草	11,581	196	
_	1 1	カ	ロールサイレージ	2,137	24	
۲	グ	マ	ふ化場ほか	_	_	
+	ツ	ネ	家庭菜園ほか	_	_	
タ	ヌ	#	飼料ほか	_	1	
カ	ラ ス		牧草(剥離)ほか	_	-	
ア	ライグ	マ	家庭菜園ほか	_	-	
ゼ	ニガ	タ	定置網のサケ(食害)	18,600	-	
ア	ザ ラ	シ	タコ空釣縄漁(食害)	606	_	
合計 32,924				220		

[※]森林被害額は除く

(2)被害の傾向

エゾシカ	平成10年度以降に牧草への農業被害が発生。個体数の増加に伴い被害も増加傾向にある。侵入防止柵のネットが毎年破られており、被害箇所及び修繕費用が増加している。また、昆布干場での排泄物による衛生面の被害が増加傾向にある。			
ヒグマ	若い個体による、人の生活圏内(民家や通学路周辺、牧場等)での 出没が増加傾向であり、地域住民をはじめ、農業関係者などに被害が 及ぶ可能性がある。			
キツネ	人の生活圏や昆布干場へ侵入し、干し魚等の食害、排泄物による衛 生面の被害が増加傾向にある。			
タヌキ	牛舎や家庭菜園等へ侵入し飼料や干し魚、収穫物の食害が増加傾向 にある。			
カラス類	牛舎へ侵入し飼料等の食害、排泄物による衛生面の被害がある。また、 牧草を剥離しコガネムシの幼虫を食べ、牧草地を傷める被害も増加 している。			
アライグマ	町内全域でアライグマが生息しており、牛舎や家庭菜園等へ侵入 し、飼料や収穫物の食害が増加傾向にある。			
ゼニガタアザラシ	近年、顕在化しており被害数の増減もあり、被害率は横ばいであ る。			

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)	現状値と目標値
1日 1示	被害金額、被害面積等	被害金額、被害面積等	の比較
エゾシカ	被 害 額 13,718	被 害 額 10,974	20%減
エノノガ	被害面積 220	被害面積 176	20/0 <i>1</i> 195
ヒグマ	被害額一	被 害 額 一	
	被害面積 一	被害面積 -	
キツネ	被害額一	被 害 額 一	
エノ ホ	被害面積 一	被害面積 -	
タヌキ	被 害 額 一	被 害 額 一	
ノハエ	被害面積 一	被害面積 -	
カラス類	被害額一	被 害 額 一	
カノへ規	被害面積 一	被害面積 -	
アライグマ	被害額一	被 害 額 一	
7 7 1 7 4	被害面積 一	被害面積 一	
ゼニガタアザラシ	被 害 額 19,206	被 害 額 15,364	20%減
	被害面積 一	被害面積 -	とし / 0 神味
合 計	被 害 額 32,924	被 害 額 26,338	
	被害面積 220	被害面積 176	

(4<u></u>

<u>1)従来講じ</u>	てきた被害防止対策	
	従来講じてきた 被害防止対策	課題
捕獲等に関する 取組		
	エゾシカ ・銃器による捕獲 ・くくりわなによる捕獲	エゾシカ 牧場や国有林等の捕獲困難または禁止区 域で出没(生息)しているエゾシカの捕獲 に苦慮している。
		わなの免許取得者が少ないため、取得に 向けての取組が必要。
		地元猟友会(捕獲従事者)の高齢化及び 担い手が不足しているため、人材確保と育 成が必要。
	ヒグマ ・銃器による捕獲 ・はこわなによる捕獲	ヒグマ 地元従事者の高齢化及び担い手が不足し ているため、人材確保と育成が必要。
		わなの免許取得者が少ないため、取得の 促進が必要。
	キツネ ・銃器による捕獲 ・はこわなによる捕獲	キツネ 民家周辺や牛舎等では銃器を使用できないため、捕獲に苦慮している。また、はこわなを設置しても、捕獲できないことも多くあり、捕獲に苦慮している。
		わなの免許取得者が少ないため、取得に 向けての取組が必要。
	タヌキ ・はこわなによる捕獲	タヌキ 民家周辺や牛舎等では銃器を使用できな いため、捕獲に苦慮している。

	カラス類	カラス類
	・銃器による捕獲 ・はこわなによる捕獲	民家周辺や牛舎等では銃器を使用できな いため、捕獲に苦慮している。
		巣の撤去は、設置個所が高くて対処でき ないこともあり、苦慮している。
	アライグマ ・はこわなによる捕獲	アライグマ はこわなを設置しても、捕獲できないこ とも多くあり、苦慮している。
		わなの免許取得者が少ないため、取得の 促進が必要。
	ゼニガタアザラシ ・漁網 ・音波忌避	ゼニガタアザラシ 平成27年に絶滅危惧種から準絶滅危惧 種へ引き下げられたことにより、計画的な 捕獲による個体群管理が可能となったが、 当町の重要な観光資源でもあることから、 漁業被害の軽減と両立させた取り組みを行 い、共存・共栄を図っていく必要がある。
	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、 キツネ、 <mark>タヌキ</mark> ・ 電気牧柵設置 ・ ネットフェンスの設置	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、 タヌキ エゾシカ等により、例年被害があり、修 繕しても、すぐに破られることが多く、電 気牧柵及びネットフェンスの維持管理費用 負担が大きい。
息循環管理 その他の取 組	レグマ 啓発普及及び注意喚起 ・ 町内広報誌での周知 ・ 町内防災無線での周知 ・ 公共施設での周知 ・ 注意喚起看板の設置	ヒグマ 近年、人の生活圏での出没及び目撃情報 が増加しており、人身被害が懸念されるた め、関係機関及び地域との連携が必要。

(5) 今後の取組方針

エゾシカ

北海道エゾシカ管理計画(第6期)に基づき、「適正な個体数管理」と「捕獲個体の有効活用」を推進するために、有害鳥獣に係る補助金と町費で捕獲事業に係る財源を確保し、「メス」を優先とした捕獲活動を実施する。また、捕獲した個体については、「地域資源」として有効活用するために、地元猟友会へ捕獲後の処理方法として、「施設搬入」を推奨することを周知していき、搬入された個体はジビエやペットフード等への加工に努める。

ヒグマ

北海道ヒグマ管理計画(第2期)に基づき、「人身事故の防止、人里への出没抑制及び農業被害軽減」を推進するため、町内に出没した「問題個体」に対し、地元猟友会を中心に、関係機関と連携し、見回り警戒や注意喚起看板による被害防止及び予防、出没状況に合わせて、はこわなを設置して速やかな捕獲に努める。

キツネ、タヌキ、カラス類

人の生活圏や牛舎等へ侵入し、飼料等の食害、排泄物による衛生面の被害が懸念される。

アライグマ

えりも町におけるアライグマ防除実施計画に基づき、生態系に係る被害の防止を推進するため、生息及び被害状況等を把握し、被害防止及び生息域の拡大を防止し、町内への侵入・定着の阻止に努める。

ゼニガタアザラシ

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画に基づき、地域におけるゼニガタ アザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を推進するため、漁 網の改良及びモニタリング等を実施しながら、適正な個体数調整に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会では、会員の高齢化及び担い手が不足している現状を補うため、正会員15名 (町内在住者)のほかに、町外在住のハンター20名前後を「準会員」として入会しており、 総勢35名前後で構成しています。正会員は「町非常勤職員の鳥獣被害防止対策実施隊員」に 委嘱し、準会員をエゾシカ有害捕獲の従事者として依頼し、捕獲活動を実施しています。

※正会員及び準会員の人数については、増減する場合があります。

(2) その他捕獲の体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラ ス類、アライグマ、ゼニガタアザ ラシ	地元猟友会の活動支援として、ハンター保険料 及び運営補助。
5	同上	同上
6	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、 <mark>タヌキ、</mark> カラス類、アライグマ、 ゼニガタアザラシ	同上

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

エゾシカ、ヒグマ、ゼニガタアザラシについては、「北海道エゾシカ管理計画(第6期)」及、「北海道ヒグマ管理計画(第2期)」、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」に基づき目標とする個体数指数が確認されるまで、適正な捕獲を実施する。また、その他の有害鳥獣は過去の捕獲実績に基づき設定する。

対象鳥獣				捕獲計画数等	
	2000年1		4年度	5年度	6年度
I	ゾシ	ノ カ	2,500	2,500	2,500
۲	グ	マ	5	10	10
+	ツ	ネ	30	30	30
タ	ヌ	+	1	_	50
カ	ラ 7	、 類	300	300	300
ア	ライ	グマ	30	150	150
ゼニ	ニガタア・	ザラシ	_	_	_

捕獲等の取組内容

捕獲予定場所は、町内一円。

捕獲手段は、銃器とわなによる捕獲。

エ ゾ シ カ:銃器、くくりわな(通年)

ヒ グ マ: 銃器、はこわな(通年、ただし冬眠期間である1月から2月を除

<)

キ ツ ネ: 銃器、はこわな(通年)

タ ヌ キ:はこわな(通年)

カ ラ ス 類 : 銃器、手捕り(通年、ただし狩猟期間は除く)

ア ラ イ グ マ はこわな(通年)

ゼニガタアザラシ : <mark>銃器、</mark>漁網、音波忌避装置等(年度ごとに実施した内容をモニタ リング等をして、次年度に改良した漁網や捕獲方法を実施する)

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	克	達 備 内 :	容
刈象局畝	4年度	5年度	6年度
エゾシカ、 ヒグマ	ネットフェンスの 維持補修	ネットフェンスの 維持補修	ネットフェンスの 維持補修

(2)侵入防止策の管理等に関する取り組み

対象鳥獣	Į	双組内:	容
刈象局訊	4年度	5年度	6年度
エゾシカ、 ヒグマ	ネットフェンスの 維持補修	ネットフェンスの 維持補修	ネットフェンスの 維持補修

5. 生息環境管理その他被害防止実施柵に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容		
4	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラ ス類、アライグマ、ゼニガタアザ ラシ			
5	同上	同上		
6	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、 タヌキ、カラス類、アライグマ、 ゼニガタアザラシ	同上		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割		
えりも町役場	・関係機関との情報共有・現場確認及び注意喚起・地元猟友会へ出動要請		
北海道猟友会浦河支部えりも分区	・ 現場確認 ・ 見回り警戒及び捕獲 ・ はこわなの設置及び見回り確認		
えりも町教育委員会	・ 学校への周知		
浦河警察署(本町、えりも岬、庶野駐在所)	・現地確認及び注意喚起		

(2)緊急時の連絡体制

	→	えりも町役場産業振興課	→		・ 注意喚起看板設置
目 撃者	→	↓ 情報共有 ↑ 猟友会浦河支部えりも分区 えりも町教育委員会 町内各駐在所	→	現場確認	・ 状況に応じて、地元 猟友会へ出動要請 (見回り、わな設置)

7. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ

・ 北海道エゾシカ管理計画(第6期)に基づき、捕獲した個体は「地域資源」として、有効活用するために、捕獲後の処理は「施設搬入」することを推奨し、ジビエやペットフード等への加工に努める。

ヒグマ

- ・ 捕獲した個体は、指定された部位を確保し、関係機関へ提出する。
- キツネ
- ・ 捕獲した個体は、関係機関からの依頼があった際に、検体として提出する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事 (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	令和4年度、エゾシカ処理施設の委託業者と協議予定。
ペットフード	令和4年度、施設搬入されたエゾシカを委託業者がペットフードへの有効 活用を実施予定。
皮革	令和4年度、エゾシカ処理施設の委託業者と協議予定。
その他	令和4年度、エゾシカ処理施設の委託業者と協議予定。

(2)処理加工施設の取組

現在の処理加工施設の効率的な稼働を図るため、令和4年度に冷凍保管施設を整備予定。

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

なし

- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	えりも町鳥獣被害防止対策広域協議会		
構成機関の名称	役割		
えりも町	・ 総括的な協議会の運営		
ひだか東農業協同組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、 生息・出没等の情報提供		
ひだか南森林組合、日高東部森林組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、 生息・出没等の情報提供		
北海道猟友会浦河支部えりも分区	対象鳥獣の捕獲従事書として捕獲の実施捕獲事業への参加		
日高農業改良普及センター	・被害防止対策への指導、助言		

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害報告(野生鳥獣類)のとりまとめ等
日高振興局産業振興部農務課	計画の協議及び補助事業への指導等
日高振興局産業振興部水産課	被害報告(海獣類)のとりまとめ等
その他関係団体	連絡調整・その他

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 平成24年3月19日、えりも町鳥獣被害対策実施隊を設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし